

中小企業人材確保推進事業補助金

人材の雇用確保を課題としている企業が必要な人材を育成し、事業を継続することを目的に、社員の資格等取得を考えている町内企業を支援します。以下、2つの支援枠があります。

補助金の活用事例

若手人材資格等支援枠(A枠)

若手社員の育成をするために資格や免許を取得させたい！

- ・研修を受講
- ・資格試験を受験

補助金

若手の人材が資格等を取得し、企業の事業継続につながる



若手フード職人雇用促進支援枠(B枠)

調理師を雇用して、地元食材を新たな視点で活用したい。

県外で経験を積んだ調理師を雇用

補助金

地元食材を利用し、新たなメニューが開発でき、売上に繋げる



補助率／補助対象経費の3分の2以内

補助金額／A枠 1事業所につき**上限 20万円**

B枠 1事業所につき**上限150万円**

補助内容について詳しくは、裏面をご参照ください。

お問合せ先：産業振興課 TEL 72-7705 / FAX 72-4000



補助金概要

補助金交付対象事業主と対象となる労働者

【A枠】

- ・ 高浜町内に本社を有する中小企業または中小企業事業者で構成された団体及び高浜町内在住の個人で構成された団体であること。
- ・ 対象となる労働者の年齢は、申請日において18歳から25歳までであること

【B枠】

- ・ 高浜町内に本社を有する中小企業または中小企業事業者で構成された団体及び高浜町内在住の個人で構成された団体で、調理師を雇用すること
- ・ 対象となる労働者は概ね40歳までの県外からの移住者且つ雇用2年目までの人材

補助対象経費

【A枠】

資格及び免許の取得受験料、その研修受講料（一部対象外有り）

【B枠】

対象となる労働者の年度内人件費とし、基本給を対象とする。

補助金の額

【A枠】

資格等取得受験料、その研修受講料 → 3分の2以内、上限20万円

【B枠】

対象となる労働者の年度内人件費 → 3分の2以内、上限150万円

申請期間

令和3年4月1日（水）～令和4年1月31日（月）